



た者も同様とすることとしております。  
さらに、このような行為をさせる目的で私事性的画像記録等を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとしております。

第三に、プロバイダー等が撮影対象者等からの削除申出に基づき画像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除照会に係る申出期限を七日から二日に短縮するプロバイダー責任制限法の特例を設けることとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずることとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び啓発活動の充実を図ることとしております。

第六に、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

また、政府は、この法律の施行後二年以内に、被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

なお、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(谷合正明君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤末健三君 民主党の藤末でございます。

本日は、本日に委員長を始め、この委員会の皆様にも、この刑罰も含む法律について質疑がきちんとしていただけることは、良識の府である参議院にとって非常に喜ばしいことだと思います。皆様の御協力に感謝申し上げます。

私は、まず、この法律案につきまして総務省にお聞きしたいと思います。

今回、インターネット上の私生活の平穩の侵害を行うような情報の流通に關していろいろな対策が立てられるわけでございますが、同時に、このようなリベンジポルノと言われるもの以外に、例えば若い方々がアルバイト先でアイスクリームの冷蔵庫に入った映像を流したり、様々な不用意な情報を流している事例がございます。そして、その情報は炎上し、いろいろな問題が起きているという状況の中、このリベンジポルノ的なものを含み、インターネット上のいろいろな情報の流通に關して、どういった状況にあるか把握、そして対策を行い、そして同時に、一番重要なことはインターネットの利用の仕方に対する啓発を行うべきではないかと思っております。

現状、総務省においてはそのような活動は余り大きくは取り扱われておりませんが、インターネットの利用、特に若い方々のリテラシーの問題というものは非常に大きな問題だと考えておりますので、是非ともこれを機会にインターネットの利用と情報流通という観点から研究していただきたいと思っております。

○政府参考人(吉良裕臣君) お答え申し上げます。

他人の権利を侵害する情報の流通への対応につきましては、プロバイダー責任制限法が定められているところでございます。また、民間の電気通信事業者協会等の関係団体におきましては、この法律の円滑な運用のためのガイドラインだとか、違法・有害情報の削除等の在り方を定めました契約約款モデル条項というものを策定しているところでございまして、これらに従いましてプロバイ

ダー等が削除等を実施してきております。総務省もガイドラインの策定等について支援を行っております。

それから、先生お尋ねのありました啓発活動でございまして、

インターネットの安心、安全な利用のための啓発活動につきましては、情報通信分野の企業それから団体と総務省それから文科省が協力して講座を開催するe-ネットキャラバンを全国的に実施するなどの取組を行っております。また、総務省のICTサービスマン・安全研究会の中でもインターネット上の情報流通に關する問題について検討を行ってまいりたいと、こういうふうを考えております。

○藤末健三君 是非、総務省におかれましては、安心と安全という観点からインターネットをどう使うかという研究を、ほかの役所と調整して、是非主導権を持って進めていただきたいと思っております。

今回、この話をいろいろ進めさせていただきましたと、各省庁の方が、私の担当じゃありませんというふうな回答をされる方が多かったです。そうしますと必ずどこかで問題が起きますので、私は、やはりインターネットというのは一つのキーでございますので、情報流通を担う総務省が中心となって進めていただければと思っております。

これに關しまして、是非、発議者、平沢委員長代理にお聞きしたいんですが、この法律の所管官庁はどこでしょうか。お願いします。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 今回のこの法律は、今委員御指摘のとおりいろいろな省庁にまたがっているわけでございます。私事性的画像記録提供等の処罰につきましては法務省、それから特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する特例については総務省、そのほか、警察とかあるいは文科省とかいろいろな省庁が関係してくるわけでございますけれども、規定の内容に應じて所管官庁が決まっております。

○藤末健三君 是非発議者にお願したいのは、やっぱりどこかの役所が中心とならなさいけないと私は考えています。今回、やはりこの総務委員会が審議させていただいたというのには意味があると思います。それは、やはり情報の流通という基盤の上にあるいろいろなものがこのリベンジポルノを含め起きておられますので、やはり私は総務省がいろいろな所管があっても中心になるのではないかと、このことを申し上げさせていただきます。

また、加えまして、あと二つ御質問申し上げます。

一つは、このリベンジポルノの被害につきまして、いろいろなことを教えていただいたんですけれども、件数などといった現状の把握がまだ十分ではないのではないかと思っています。是非とも、民間などと協力して早急に事態を把握していただきたいと思っております。

また、事態を把握するとともに、リベンジポルノ拡散抑制におきまして、例えばいろいろなテクニックを使っておきますので、そういういろいろな情報を、地方自治体との協働とか書いてございまして、地方公共団体や民間企業と情報交換や交流をしていただきたいと思っております。いかがでございますでしょうか。これは警察庁、お願いいたします。

○委員長(谷合正明君) 簡潔に答弁をお願いします。

○政府参考人(島根悟君) お答えいたします。

警察におきましては、これまで、いわゆるリベンジポルノに関する被害状況の統計を取っておりますが、相談におきましてリベンジポルノに関する内容を含むものがあると承知しております。今後、警察といたしましては、新たに設けられる罰則に係る取締り等を推進し、そうした検挙活動を通じて被害件数その他の被害実態等につつま

ございまして、総括的にやることはどこかということにつきましては、政府において適切に判断されるべきものというところで考えております。

して的確に把握をしまいたいと考えております。

また、リベンジポルノの拡散抑制につきまして、画像の削除措置が重要と考えられますので、本法におきましても削除のための特例措置が設けられるなどいたしますので、公表や提供の方法、態様、そういったものの把握に努めつつ、私事性的画像記録の削除等に関し相談を受け、支援、助言する様々な関係機関、団体等との情報共有、情報交換にも努めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、もう一つございますのが、このリベンジポルノの被害を防止するために何が大事かと申しますと、やはり教育活動、啓発活動だと思ひます。

このようなことにつきまして、関係行政機関、あと民間企業と連携をしまして国民に周知徹底を図るべきと考えますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(岡村和美君) 法務省の人権擁護機関では、私事性的画像記録の提供等による被害の未然防止策を含むインターネットと人権をテーマにした啓発冊子を作成し、全国の法務局、地方方法務局、都道府県などに配布をして、講演会、研修などの開催、インターネット広告、啓発ビデオやスポット映像の動画配信、啓発冊子のより広い層への配布などを心掛け、啓発活動を推進していく所存でございます。

○政府参考人(藤野公之君) お答えいたします。文部科学省といたしましては、学校教育において情報モラルの育成を図るため、学習指導要領におきまして情報モラルを身に付けさせることを明記し、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえた指導を行うことといたしております。

また、教員向けの指導手引書を作成し普及を図ったり、児童向けのリーフレットを作成し、全国の小中高等学校に配布しております。特に、高

校生向けにつきましては、いわゆるリベンジポルノにつきましても盛り込んでおるところでございます。

文部科学省といたしましては、関係省庁や関係団体とも連携しながら、引き続き、学校における児童生徒の情報モラルの育成に係る取組を推進してまいりたいと存じます。

○政府参考人(島根悟君) 警察におきましても、今後、各都道府県警察を通じて、早期相談の重要性、削除申出方法など、リベンジポルノ被害防止のための広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

また、いろいろな機会を捉えまして、具体的事例、対策などを伝えるなどによりまして、被害者にも加害者にもならないための啓発活動というものも進めてまいりたいと考えております。

○藤末健三君 最後に、発議者お二人、どちらでも結構なんですけれども、今聞いていただきましたように、こういう普及啓発活動をどうやっていくかというところ、印刷物が中心なんです、私が調べた範囲。ネットに載っているかと思うと、大体パワフレットをコピーしたようなものが載っている、恐ろしくなかなかなか若い人は見ないと思うんですね。

ですから、やはりここはインターネットということに知見があるところが責任持って、例えばもうはつきり言って総務省ですけれども、総務省がやっぱりインターネットという媒体の特性を生かしてきちんと監督管理を中心となつて進めるべきかと思うんですが、その点いかがですか。発議者、お答えいただけますか。

○衆議院議員(平沢勝栄君) この問題は最近になって急速に深刻になってきた問題でございます。それは携帯とかあるのはスマホが普及し、どこでも簡単に写真が撮れる、こういった社会現象を背景にして起こっているわけでございますけれども、今委員御指摘のとおり、全くそのとおりでございますので、各省庁が本場に実のあるしつかりした啓発、教育、指導をしてくれるように、

我々としてもしつかり各省庁に求めていきたいと思ひます。

○藤末健三君 最後でございますが、発議者の皆様には本当にこの御努力に感謝を申し上げます。思いますし、我々もこの委員会できちんとこの後フォローアップはしていきますので、それを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。本日は、差し替えまでさせていただいて発言、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この手の話になると私が登場するケースが多すぎて、表現の自由等、いろいろな観点、それからもう一つ、社会秩序系の法律でもありますので行き過ぎないようにというところもあつて、少しその辺りの質疑をさせていただきたいと思っております。

私としても、そもそもいわゆるリベンジポルノ、内容が性的であるという点にかかわらず本人が望まないという画像に関して拡散していくことはよろしくないというところでありますので、おおむね法案に関しては賛成の旨であります。ただ、何点かきちんと注意して見ていかなきゃいけない点があるかと思っております。

これは、知らずにリンクを貼った場合といったところを少し質疑させていただきたいんですが、児童ポルノの禁止法の質疑を前回やったと思うんですが、児童ポルノが閲覧できるURLを一般の人が見える掲示板に貼ったことでそれが公然陳列罪に当たるといふ、これは平成二十四年の七月九日の最高裁判決があります。一般的には、第三者が本法に該当する映像だけを見た場合許可した上での映像なのか、あるいは許可していない画像なのか、なかなか分からないという点があるかと思っております。

そこで発議者にお伺ひしたいと思ひますが、特

に刑法三十八条の一項の中でも故意犯の原則といった部分があるかと思ひますが、このインターネット上にある私事性的画像記録を本人の許可がないままに画像とは認識せず掲示板等にURLを貼った場合、本法によって罰せられることがあるのかどうか。若い子が知らずにURLをただ貼っただけで罰せられてしまうというのは私行き過ぎだと思ひます。教えていただけませんか。

○衆議院議員(山下貴司君) 山田委員、御質問ありがとうございます。

ただいまの御質問は二つに分けてお話しさせていただきます。知らずにやった場合、そしてリンクを貼った場合、これがどうかという。

まず、リンクを貼った場合につきましては、委員御指摘のとおり、最高裁が平成二十四年七月九日、大阪公判の判決を是認している判決がございます。リンクを貼った場合でもわいせつ物陳列罪になるといふ部分につきまして、この法案においても同様の論理が当てはまるかどうかにつきましては、これは、不特定多数人に対する提供とリンクを貼る行為がですね、画像自体を提供する行為とリンクを貼る行為が同価値性を持つのかということと、あと、例えば相当ウェブの中で階層が重なっているところのリンクをわざわざ本場にみんなが見るところで貼り付けるような、そういった新たな別個の公表と言えような場合、そういう場合にはやはり新たな法益侵害があるというところで本法においても罰せられることになろうかと思ひます。

ただ、本法は過失犯は罰しておりませんので、一般に流布しているものにつきまして、これは私事性、例えば公開について第三者が閲覧することを許可しているかどうかということについて故意がなければ、この本法に定める犯罪は成立しないというところでございます。

いずれにしても、その適用においては、当局においても謙抑性を持って慎重に適用されるものと私も期待しております。

○山田太郎君 今の部分は非常に重要なポイントでありまして、例えば若い子が何となく、こんなサイトにこんなとんでもないものが載っているぞというふうなことで、中身の事態をさらさずとも、その貼つてあるリンク先のリンクを貼つただけで、それが当該のいわゆる対象の罰せられるものがその先であれば当然罰せられる可能性があるということですので、これは周知、まさに先ほど藤末議員の方からも言っていましたけれども、周知徹底をしていただかないと、かなりな部分で若い子たちにとつてもあらぬところの落とし穴になる可能性があると、この施行に当たってはよろしくお願いしたいと。

ただ、故意かどうか分らないというところは過失の問題がありますから、これについては後で附帯決議の方でも私の方、特に挙げさせていただきますので、この委員会でも後で附帯決議で決議を要求していきたいということをやりたいと思っております。

さて、次に、本法が、画像が、第二条の一項の各号で定められているように、例えば際どい性的な画像に限定されているんですね。そういうような形に定義した理由、特に本人が嫌であれば本来はリベンジではないかといったところもあると思っておりますが、その辺りも発議者の方、お願いできますでしょうか。

○衆議院議員(山下貴司君) 御質問ありがとうございます。

まず、本法案の保護法益は、個人の性的名誉及び性的プライバシーでございます。こういった性的名誉や性的プライバシーを侵害する行為というのは様々なものが含まれるわけでございますけれども、本法においては侵害行為に対して罰則が掛かる、あるいは侵害する画像については削除の対象になるということで、やはり慎重に、この定義の中核である姿態という言葉の規定するに当たっては明確でなければならぬということで、外縁等、適切に確定する必要があるということでございます。

います。

確かに、こういった性的なものについてはわいせつという概念があるわけでございますが、このわいせつというのは健全な性風俗や公衆の性的感情という社会的法益を保護する観点であつて、これを中核に据えるということになると、本法の保護対象としては狭過ぎるということでございます。

そして、翻つて考えますと、児童ポルノの定義というものは、これまで児童ポルノ法の運用の積み重ねによって、文言のみならず、その運用、適用まで相当程度適用場面が明らかにされているというところがございますので、そういった姿態が公表された場合について、これを罰則あるいは削除の対象にしようということ規定しているものがございます。

○山田太郎君 今、発議者の方、山下先生がお話しされたように、要は、社会法益なのか個人法益なのか非常に微妙なところなのかと思つていますが、法の立て付けとしてはあくまでもリベンジポルノに対する防止ですから個人法益でなければならぬんですが、出口としてはポルノの内容を定義しているということ、じゃ、ポルノでなければ防止できないのかという問題は残っているかと思つております。

そういう意味で、こういうケースは罰則に当たるのかどうかということも少し確認していきたくて、例えば、ベッドの上で二人が下着姿で殊更に性的な部位を強調しているわけではないけれども、本人の意図に反して掲示板等にアップロードされた場合、もちろん本人は望んでいない罰の対象に当たるとか、教えていただけますでしょうか。

○衆議院議員(山下貴司君) 委員御指摘の事例につきましても、もちろん個別具体的な事情によるわけでございますけれども、第三者が画像を閲覧することを承諾していない場合というふうに考えられますので本法の対象になるということとす。

性的画像になるということを考えております。

○山田太郎君 もう一度確認しますが、殊更に性的な部位を強調していない場合の写真でどうかということですが、もう一度よろしくお願ひできますでしょうか。

もう一度、じゃ、確認のために聞きます。ベッドの上で二人が下着姿で殊更に性的な部位を強調していない写真であるけれども、本人の意図に反して掲示板にアップロードされていると、もちろん本人は望んでいない場合がございます。お願いします。

○委員長(谷合正明君) 簡潔に願ひします。

○衆議院議員(山下貴司君) 失礼いたしました。下着姿ということで、それはならないというふうにご考えております。

○山田太郎君 そうなつてくると、ポルノであるかどうかということが結局出口になるということ、何となく、いわゆるこれがごままでの個人法益なのかということ、これは一つ問題として残るのかなというふうには思つております。

これ、法律もリベンジポルノ法とも呼ばれているようですが、例えば、本来は本人が拡散されていることを望んでいないものも直接処罰の対象にならないと、それをポルノという形で名前を付けてしまったために非常に、矮小化されたと言つて怒られるかもしれないが、なかなか、いわゆる個人法益として何をどの程度守っていくのかということにはまだ疑義というか、未完成な部分は残るかと思つております。

そういう意味で、この法律に本当に最終的に実効性があるものなのかどうか、この辺りも発議者の方から発言いただけたいでしょうか。

○委員長(谷合正明君) お答えは簡潔に願ひします。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 既存の法律では必ずしもカバーできないところ、例えば名誉毀損とかあるいはわいせつ物頒布罪等ではカバーできないところを埋めるのが今回の目的でございます。ただ、かなり狭められておりました、今委員

が御指摘の点は、フランスなんかでは当然、あるいはドイツなんかでは当然適用になるんです。だけれども、日本の場合は、全裸又は半裸の状態として特別に性的部位を強調していると、こういったものが適用になりますので、今のようないつたものは適用になりませんが、外国によってはそういうところも適用しているところもあるわけでございます。これらについては、まずは最初ですから限定的にやりました、今後、運用の実態を見ながら、三年後に見直しの規定を置いておきますので、そういったところでもしつかり検討していきたいと思ひます。

○山田太郎君 時間になりましたのでまとめますが、まず、この法律があらぬところで暴れてしまわないように、是非きちつと適用に当たつては正しく運用していただきたいということで質問させていただきます。

もう一つ、平沢先生がおっしゃられたとおり、見直しのところも含めて、運用してみても、これが個人法益として資するものなのかどうか、そういったところを考慮して今後運用も考えていただければというふうな思つております。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。では、提案者の方に伺います。

このいわゆるリベンジポルノ規制法案で公表罪を設定するわけですが、これにはどのような効果があるのか、お答えください。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 今も申し上げたところでございますけど、もちろん、こういったものを取り締まるには既存の法令があるわけですが、既存の法律では必ずしもカバーできないところを今回の法律で埋め合わせるわけでございます。例えば、わいせつ物頒布罪というのがありますが、わいせつ物とかあるいはわいせつ画像に当たらない場合というのがあるわけですが、今回の場合は当たるわけですが、分りやすい言ひますと、週刊誌のグラビアに出てくるようなのはわいせつではないんです。し

かし、ああいったものを、自分の元恋人なんかを撮った画像が残っていて、それを相手の意思に反して流した場合には今回は適用になると、こういうことでございまして、そのほか、児童ポルノ禁止法は十八歳未満の者でなければ適用にならないと、こういった問題もございまして。名誉毀損罪については人の社会的評価を低下させるものでなければならぬといったことがございまして、ですから、現行法では適用にならないところが適用になるといふところが大きく違うわけでございまして。

○吉良よし子君 一定の抑止効果は期待できるといふことだと思えます。

では次に、法案第四条、プロバイダー責任制限法に基づく画像削除の免責特例措置について伺います。

どのような内容なのか、簡潔にお答えください。

○衆議院議員(山下貴司君) この特例は、プロバイダーなどが、情報の流通によって自己の名誉又は私生活の平穩を侵害されたとする者から送信防止措置を講ずるよう申出を受けて、送信防止措置に同意するか否かを発信者に照会し、照会を受けた日から二日を経過しても発信者から同意しない旨の申出がない場合には送信防止措置を講ずると、そうしても当該プロバイダーが損害賠償責任を問われないというものでございます。

○吉良よし子君 二日経過した段階で削除ができるようにすることだと思ふんですけれども、被害者にとつては、一旦そういうアップされたくない画像などが公開されれば大変深刻なダメージになります。ネットにアップされた段階であつという間に拡散されるわけですし、時間がたてばたつほど取り返しが付かない事態となり得ます。そういう意味では、問題が発覚してからできるだけ早く削除できる方が被害を小さくできるのではないかと考えますけれども、今回は七日と定めているものを二日に短縮されたということですが、それで対応が十分とお考えか、御見解をお願

いします。

○衆議院議員(平沢勝栄君) 私も二日間で十分対応できると思いません。二日間あれば、ばあつと、あつという間に普及してしまつて、結局、被害を回復するというのは大変な努力も要りますし、その間に大変な被害が起こつてしまつておつたわけでございまして。

しかしながら、即日に、もちろん初めから違法なものプロバイダーが削除できませんし、また権利侵害が明らかなものについては削除できるわけですが、それがはっきりしないものについてです。それから、これについて、申出があつたものについて発信者の方に照会して、発信者の方がまあ結局何もそれについてクレームを付けなかった場合には削除できるということ、まず発信者に照会してやるということ、これは表現の自由のことを鑑みまして場合にはある程度やむを得ないのかなと。

確かに、今委員おっしゃつたように、二日間という間に、ネットの世界ですからあつという間に広まるからこれで被害回復が大丈夫なのかということになりますと、これは我々公職候補者の場合のネットでのプロバイダー責任制限法が七日から二日になつたのと同じケースでございまして、これについては今後の検討課題ではないかなと思つております。

○吉良よし子君 違法性が明らかでない場合といたうことで対応をとつていただければ、ただ、やつぱり画像を映されて拡散された被害者のダメージをいかに最小限にとどめるのか、これこそがやはりこの法案で一番重要なことではないかと考えるわけでして、現在、民間団体やプロバイダー等ではすぐに削除できるように対応しているところもあると伺つておりますし、やはり、先ほどもありましたけれども、今後、即日削除を可能にするということを検討してはいかがかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(平沢勝栄君) おっしゃるよう、ネットの世界ですから、あつという間に情報が拡

散して、そして被害回復が極めて難しくなつてしまつたわけで、これは必ずしもこのリベンジポルノの問題に限らず、あらゆる名誉毀損的なネットにおける書き込みでも同じこととございまして、それで我々政治家の場合でも、いろんなでたらめを書かれて、それが拡散するということもあるわけとございまして、こうした問題についてどう対処するかというのは、これから、ネットがこれだけ普及している中で大きな検討課題でございまして、我々としては、トータルの中で考えながら、この二日間というのが果たして妥当かどうかというのを考えていくべきではないかと思ひます。

○吉良よし子君 検討していただくということですから、是非前向きに検討はしていただきたいです、やはり被害者の保護ということが最優先の課題でありますから、即日の削除も可能となるように検討を続けていただきたいことを重ねて求めまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(谷合正明君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようです。これより直ちに採決に入ります。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷合正明君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤末健三君から発言を求められておりますので、これを許します。藤末健三君。

○藤末健三君 私は、ただいま可決されました私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、みんなの党、維新の党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び生活の党の各派共

同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、私事性的画像記録の提供等の被害に関し、件数等の実態把握に努めること。  
二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。

三、私事性的画像記録等が拡散した場合においては被害の回復が著しく困難となることに鑑み、プロバイダ等による私事性的画像記録等の削除が迅速かつ適正に行われるよう、必要な要請や支援を行うこと。

四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関、民間企業等と連携して必要な教育活動及び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。

五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどした場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の取組を強化すること。

六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であること認識していない第三者が第三条第一項から第三項までの行為を行った場合、罪を被らないように配慮すること。  
右決議する。

以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。  
○委員長(谷合正明君) ただいま藤末健三君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。  
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(谷合正明君) 全会一致と認めます。よって、藤末健三君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、高市総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高市総務大臣。

○國務大臣(高市早苗君) ただいま御決議のありました事項につきましては、関係する府省とともに、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(谷合正明君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(谷合正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後二時十六分散会

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。  
一、知る権利を保障する情報公開制度の改正に関する請願(第三二八号)(第三一九号)

第三二八号 平成二十六年十一月六日受理  
知る権利を保障する情報公開制度の改正に関する請願  
請願者 川崎市 加登敬造 外二千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君  
この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第三一九号 平成二十六年十一月六日受理  
知る権利を保障する情報公開制度の改正に関する請願  
請願者 東京都八王子市 鈴木一美 外九百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

十一月十八日本委員会に左の案件が付託された。  
一、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆)

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案  
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

(目的)  
第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通

場における特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(撮影の対象とされた者以下「撮影対象者」という。)において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者(次条第一項において「第三者」という。)が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。に係る電磁的記録(電子的方式、磁

氣的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。その他の記録をいう。  
一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態  
二 他人が人の性器等(性器、肛門又は乳首を

いう。以下この号及び次号において同じ。)を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの  
三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であつて、殊更に人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であつて、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。(私事性的画像記録提供等)  
第三条 第三者が撮影対象者を特定することができない方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。  
3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。  
5 第一項から第三項までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従つて。

(特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例)  
第四条 特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信業務提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信業務提供者をいう。以下この条において同じ。)は、特定電気通信(同法

第一条に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同法第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するため必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。  
一 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るものの流通によつて自己の名誉又は私生活の平穩(以下この号において「名誉等」という。)を侵害されたとする者(撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)に限る。)から、当該名誉等を侵害したとする情報(以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。)、名誉等を侵害された旨、名誉等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨(次号において「私事性的画像侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信業務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置(以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつたとき。  
二 当該特定電気通信業務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報等を示して当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。  
三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(支援体制の整備等)  
第五条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切な迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当

該提供等に係る犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制の充実、私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討)

第二条 政府は、インターネットを利用した私事性的画像記録の提供等に係る被害回復及び処罰の確保に資するため、この法律の施行後二年以内に、外国のサーバーを経由するなどした私事性的画像記録の提供に関する行為者の把握及び証拠の保全等を迅速に行うための国際協力の在り方について検討するとともに、関係事業者に

おける通信履歴等の保存の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

平成二十六年十一月二十八日印刷

平成二十六年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇